

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

その他

平成22年3月4日（木）

<国土交通省>

—  
—

# 高齢者等居住安定化推進事業について

(障害者の居住の安定に係わる住宅部門と福祉部門の連携の推進)

---

# 高齢者等居住安定化推進事業の種類

## 一般部門

### ハード・ソフトにおいて先導性の高い取組

(例)

- ・先導性の高い高齢者等の住まいの新築・改築
- ・高齢者等の住まいに関する情報提供・相談業務
- ・協働型居住の試み
- ・高齢者への安心・見守りサービスの提供
- ・障害者世帯・子育て世帯の居住の安定確保に資する取り組み

## B

### 特定部門

#### 普及の必要性が高い事業

### 生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅部門

生活支援サービス付きの高齢者専用賃貸住宅の整備

### ケア連携型バリアフリー改修体制整備部門

ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により行われるバリアフリー改修及び体制整備

### 公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門

公的賃貸住宅団地の福祉拠点化に資する高齢者生活支援・障害者支援・子育て支援施設の整備

※選定された事業の助成期間は3年間

平成22年度予算案：160億円

説明会開催予定等情報：[http://www.koujuuzai-model.jp/pdf/annai\\_100223.pdf](http://www.koujuuzai-model.jp/pdf/annai_100223.pdf)

# 高齢者等居住安定化推進事業一般型

高齢者等の居住の安定確保を図るため、住宅に関する先導的な技術・システム等の導入や生活支援・介護サービス等が効率的・効果的に提供される住まいづくり・まちづくりに関する取組みなどを支援(平成22年度より4年間限定)

- 建築工事費等 : 住宅及び高齢者の交流施設等の整備費(補助率:新築等1/10、改修2/3)、設計費(補助率:2/3)
- 技術の検証費 : 居住者実験、社会実験等の技術の検証に要する費用(補助率:2/3)
- 情報提供及び普及費 : 選定提案に係る情報提供及び普及に要する費用等(補助率2/3)

## 提案イメージ 高齢者の居住に関する地域団体の提案の取組を促すための取組

課題

中山間地域等では、過疎化、高齢化の進展により、要介護者の住居が点在しているため、訪問に多くの時間を要し採算がとれず、通所・訪問サービス事業への参入が進んでいない。

提案

提案イメージ

高齢者の集住の誘導によるサービスの効率化・きめ細かなサービス提供

- ・ 集落で集住することによる訪問介護サービス等の効率的な提供
- ・ 集落内で見守り確保、共同生活により相互扶助、集落における日常的な交流により介護予防

住替え円滑化等のための多様なプログラム

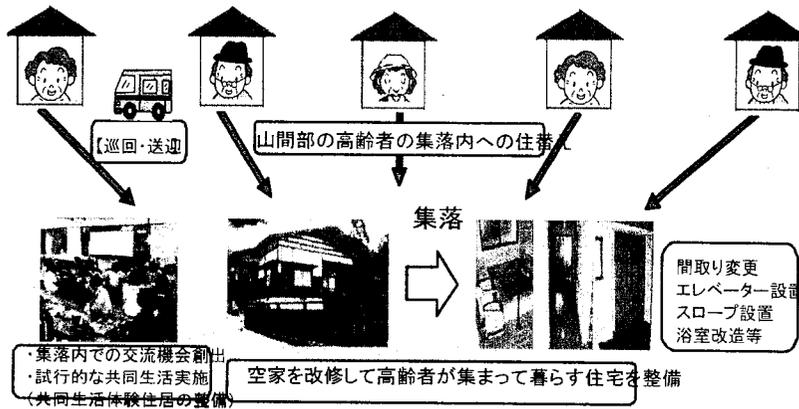
生活状況・意向把握

集落内での交流機会創出

試行的な共同生活実施

共同生活用住宅入居

自宅の管理等



助成対象

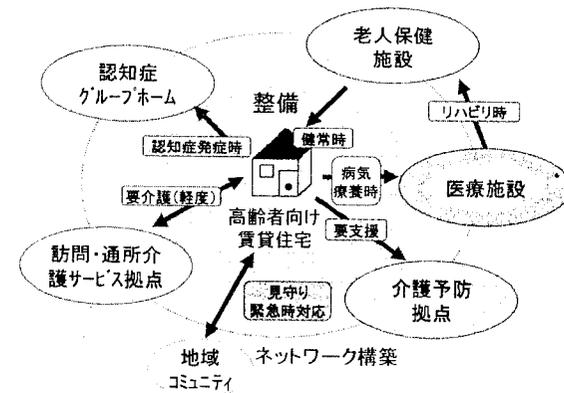
住替え円滑化等のためのプログラム策定・実施に必要な経費(補助率2/3)  
空家の改修費(補助率2/3)等

※介護保険に係る事業は対象外

## 提案イメージ 福祉施設・地域等との連携による高齢者が安心して暮らせる環境づくりのための取組

高齢者がどのような心身の状況になっても(健常時、入院時、リハビリ時、要介護時等)、住み慣れた地域で安心して居住し続けることができる居住環境を整備

- ・ 施設や高齢者向け住宅の空室等の情報の共有・高齢者へのあっせんに関する取組み
- ・ 日常時の見守り体制や緊急時対応の体制整備 等



助成対象

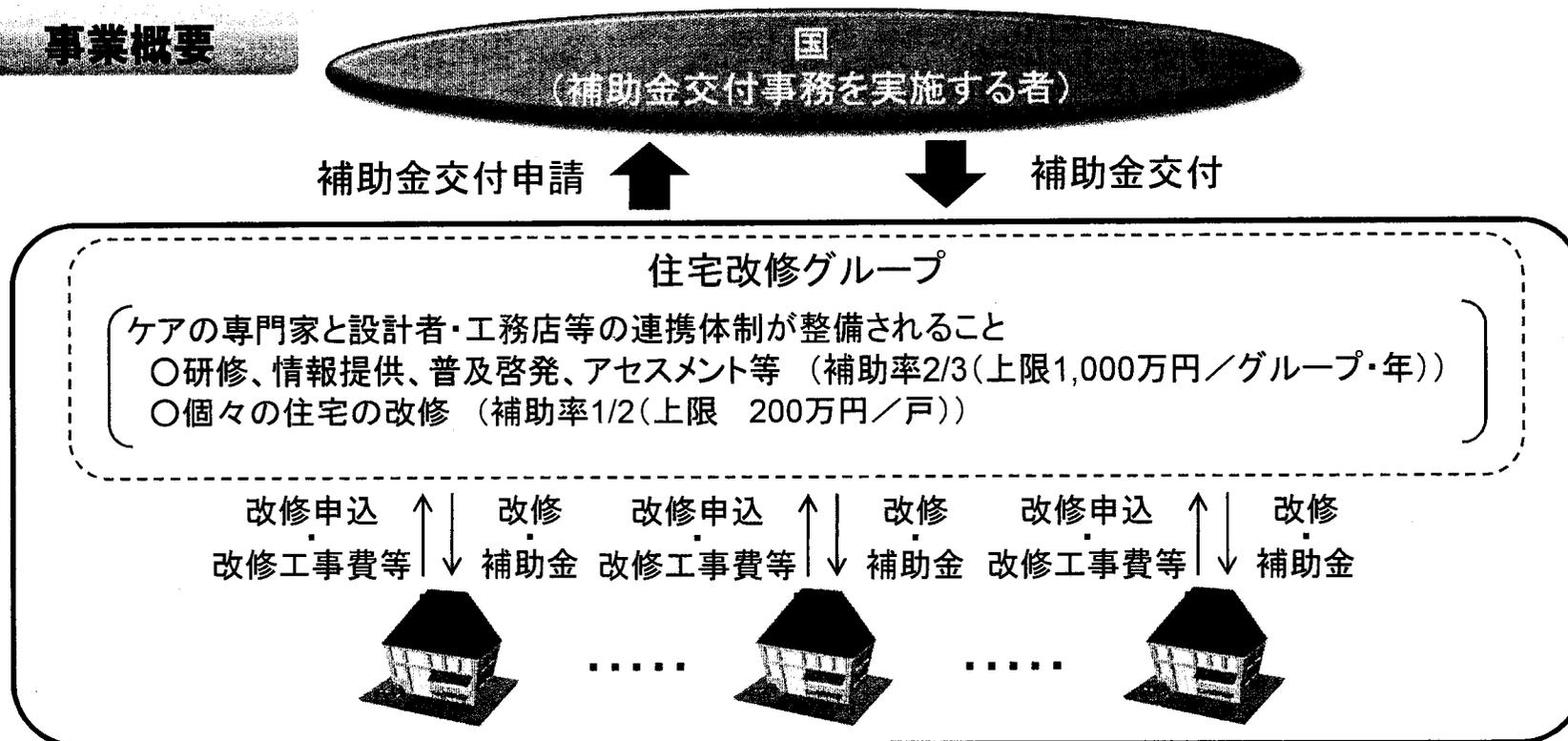
高齢者向け賃貸住宅整備費(補助率1/10)

見守り等の連携体制整備に係る経費

(補助率2/3)等 ※介護保険に係る事業は対象外

# 特定部門:ケア連携型バリアフリー改修体制整備部門

## 事業概要



## 住宅改修グループのイメージ

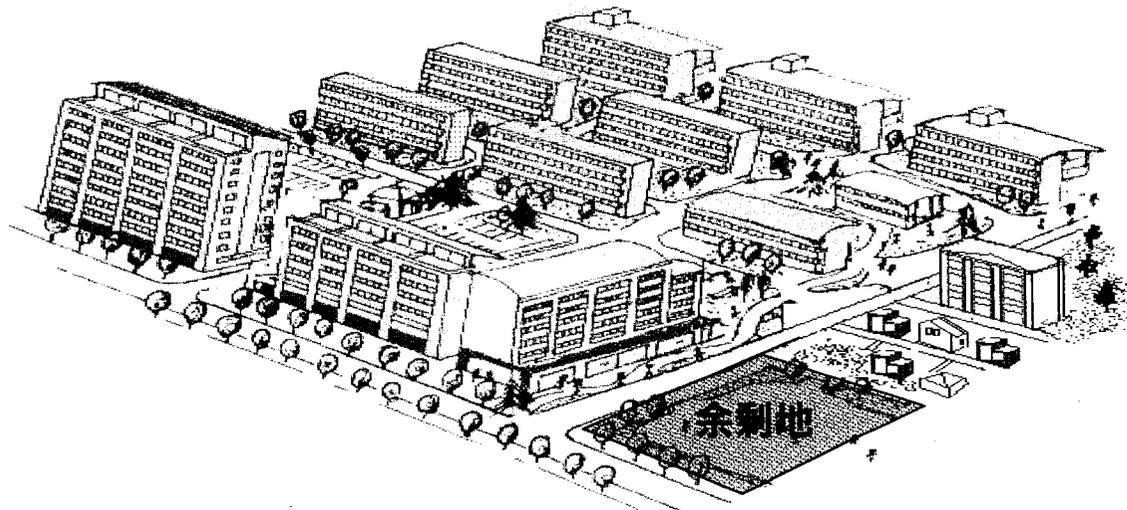
- [1] リハビリテーション機能を有する医療機関、介護保険施設等と地域の設計者・工務店等により構成されるもの
- [2] 地方公共団体の関与のもとに設置された協議会等でケアの専門家や設計者、工務店等で構成されるもの
- [3] その他、ケアに係わる福祉等の関係者及び地域の設計者又は工務店等の建築関係者により構成されるもの

## 住宅改修の対象となる住宅

次に掲げる者が居住する住宅

- [1] 要介護認定又は障害等級認定を受けている者
- [2] [1]に準ずる者であって、身体に機能障害や機能低下があり、継続して移動等に困難を伴うと医師が認める者

# 特定部門：公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門



## <要件>

- 公的賃貸住宅団地内に高齢者生活支援施設等又はグループホームを整備するものであること
  - 地域住民(当該公的賃貸住宅団地居住者を含む)に対して生活相談、介護予防等の取組又はグループホームなど地域密着型のサービス提供を行うものであること
  - 当該公的賃貸住宅団地の管理者が推薦した者であること(住宅管理者自らが公募する場合を除く)
- ※当該公的賃貸住宅団地の管理者は入居者募集上の配慮、バリアフリー化等に努めること

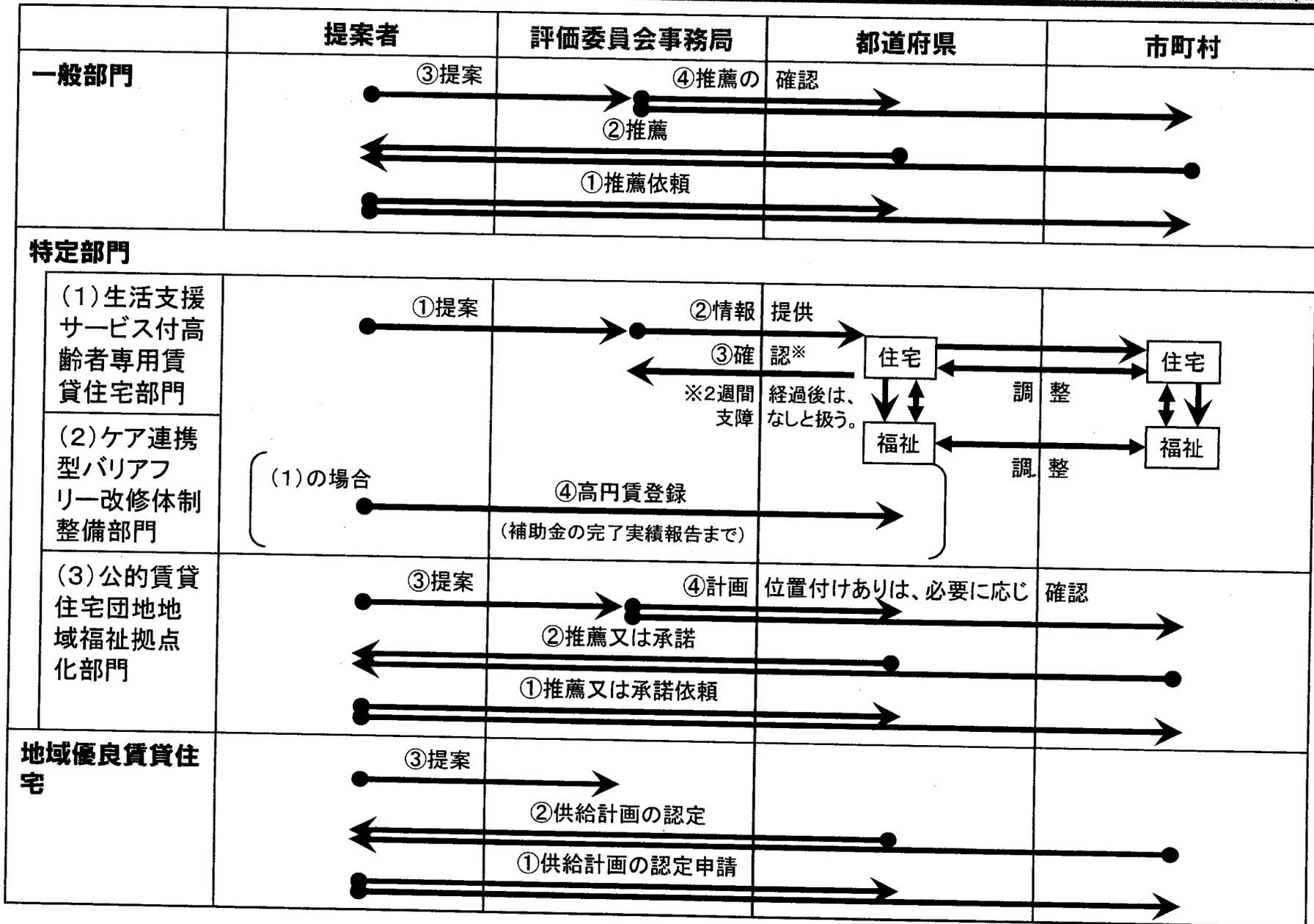
## <オプション>

- 高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホームを合築・併設する場合は新築・改修費にも補助

## <補助率>

- 高齢者・障害者・子育て生活支援施設、グループホーム、有料老人ホーム
    - 新築1/10(上限1,000万円/施設)
    - 改修1/3(上限1,000万円/施設)
- ※ただし、高齢者居住安定確保計画に位置づけられる高齢者生活支援施設、地域住宅計画に位置付けられる障害者福祉施設・子育て支援施設については、補助率を45%/補助限度額を、原則として、団地の戸数に60万円を乗じて得た額又は1億円のいずれか少ない額とする
- 高齢者専用賃貸住宅
    - 新築1/10(上限100万円/戸)
    - 改修1/3(上限100万円/戸)

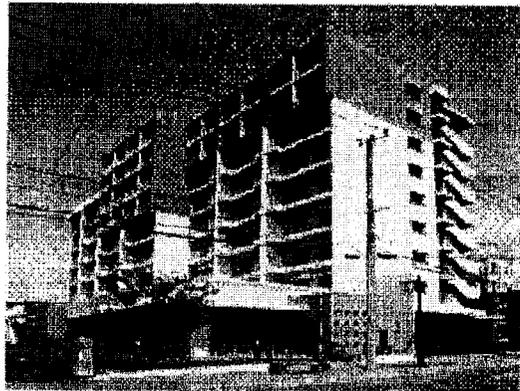
# 高齢者等居住安定化推進事業の提案に関する手続きの流れ



# 熊本県営健軍団地（熊本県熊本市）

公営住宅団地の建替えにあたり、地域の小規模多機能拠点となる施設☆  
 （障害者、高齢者、子育て世帯等の共生と交流の場）を併設した。

- 構造規模 : SRC造9階（一部7階）建て・1棟
- 施設特徴 : 公営住宅50戸  
 ※引戸、腰掛ベンチの設置など、ユニバーサルデザインに配慮  
 1階に福祉施設を併設  
 ※高齢者・障害者が通えるデイルーム、子育て支援のプレイルーム、  
 地域の人々との交流スペース、障害者の働く喫茶など
- 住戸面積 : 54～72.9㎡
- 家賃 : 26000～92000円／月
- 建設年度 : H15～16年度（本体）、H17年度（外構）



外観写真

☆夜間一時預かり（ナイトケア）

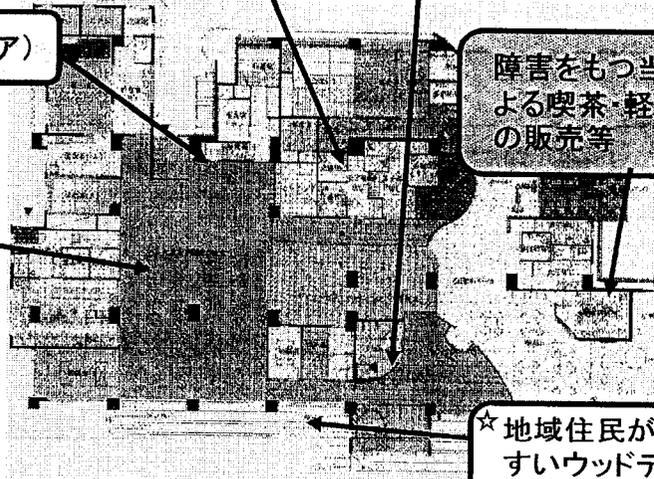


高齢者・障害者が通える  
 ☆デイルーム

☆住宅の共用部分等

☆加齢対応構造等

☆地域生活相談窓口



1階平面図

障害をもつ当事者による喫茶・軽食・製品の販売等

☆地域住民が立ち寄りやすいウッドデッキや交流スペース



☆子育て支援のプレイルーム

☆：高齢者等居住安定化推進事業の補助対象となりうる部分

# 高齢者等居住安定化推進事業のスケジュール等

## スケジュール(予定)

平成22年2月	実施方針やスケジュールに関する関係事業者への周知
平成22年3月	平成22年度第1回高齢者等居住安定化推進事業の公募の開始(3月5日) 事業説明会の開催(3月8日～全国7都市)
平成22年4月	高齢者等居住安定化推進事業の提出期間(4月5日(月)～4月23日(金))
平成22年6月頃	平成22年度第1回高齢者等居住安定化推進事業の事業選定

※8月目途に第2回公募を開始予定

## 留意事項等

※ 本事業の実施は、平成22年度予算成立が前提

※ 質問事項については、とりまとめの上提出していただければ、まとめて回答

※ 提案の提出先等は国土交通省ホームページにおいて周知

## 説明会開催の詳細な日程及び参加申込書等

高齢者等居住安定化推進事業専用サイト: <http://www.koujuuzai-model.jp/>

< 文部科学省 >

障害保健福祉関係主管課長会議

平成 22年 3月 4日

# 特別支援教育行政の現状・課題

文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 特別支援教育の対象の概念図〔義務教育段階〕

義務教育段階の全児童生徒数 1079万人

重  
↑  
障害の程度  
↓  
軽

## 特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱  
聴覚障害 肢体不自由

0.56%  
(約6万人)

## 小学校・中学校

### 特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害  
聴覚障害 病弱・身体虚弱  
知的障害 言語障害

1.15%  
(約12万4千人)

### 通常の学級

#### 通級による指導

視覚障害 自閉症  
聴覚障害 情緒障害  
肢体不自由 学習障害(LD)  
病弱・身体虚弱 注意欠陥多動性障害(ADHD)  
言語障害

0.46%  
(約5万人)

※1  
LD・ADHD・高機能自閉症等  
6.3%程度の在籍率 ※2  
(約68万人)

2.17%  
(約23万4千人)

※1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害

ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

※2 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(※2を除く数値は平成20年5月1日現在)

# 発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路に関する分析結果 概要(平成21年3月時点)

## 【調査対象】

平成14年度の文部科学省全国調査※に準じた方法で、実態調査を実施した中学校における平成20年度卒業の生徒の一部について実施(対象生徒数約1万7千人)。

※「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」

## 【実施方法】

平成14年度の文部科学省全国調査に準じた方法で、平成18年度以降に実態調査を実施した中学校の3年生の一部を対象として、各中学校において発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路を分析・推計※

※ 学級担任を含む複数の教員により判断したものであり、医師の判断による発達障害のある生徒の割合を示したものではない。

## 【集計結果】

調査対象の中学校3年生のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしている。

これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%。

— 課程別、学科別における高等学校進学者中の発達障害等困難のある生徒の割合 —

課程別		学科別	
全日制	1.8%	普通科	2.0%
定時制	14.1%	専門学科※1	2.6%
通信制	15.7%	総合学科※2	3.6%

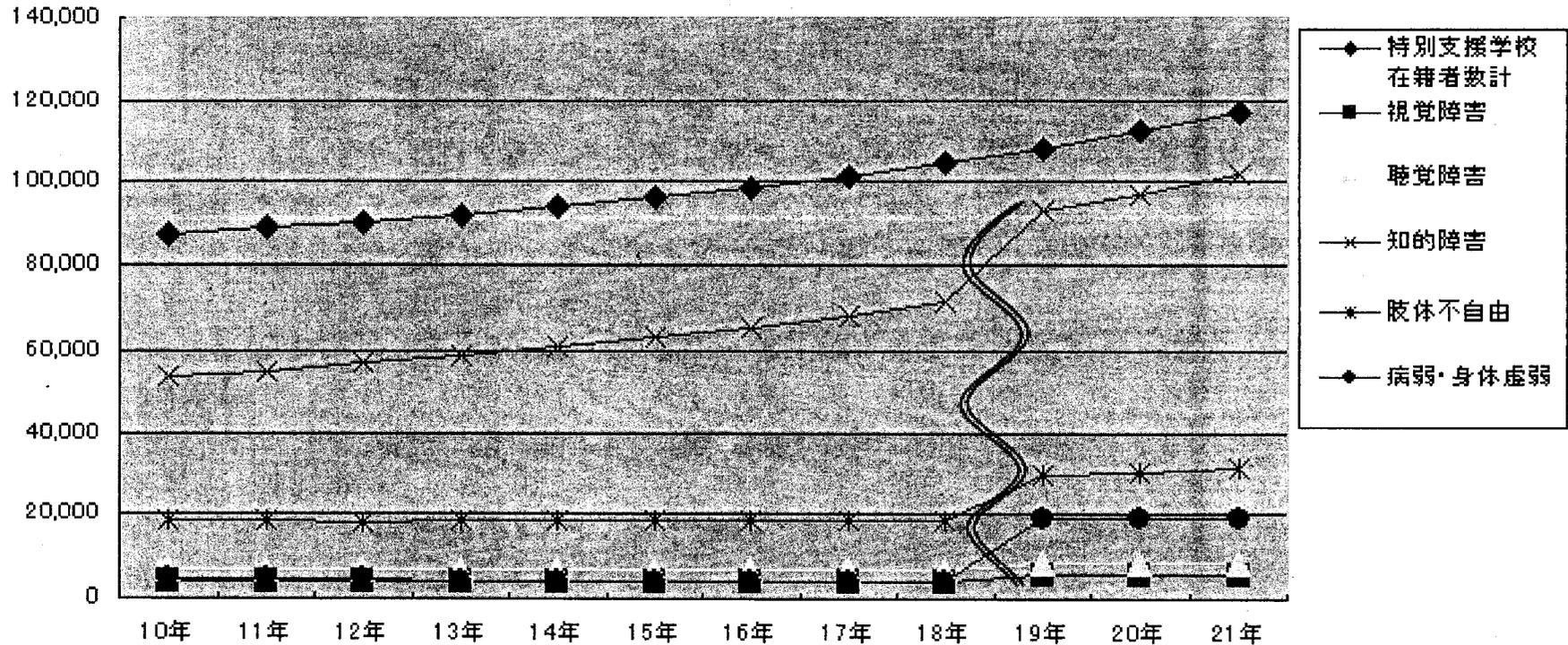
※1: 専門教育を主とする学科

※2: 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

# ①特別支援学校の現状(平成21年5月1日現在)

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移

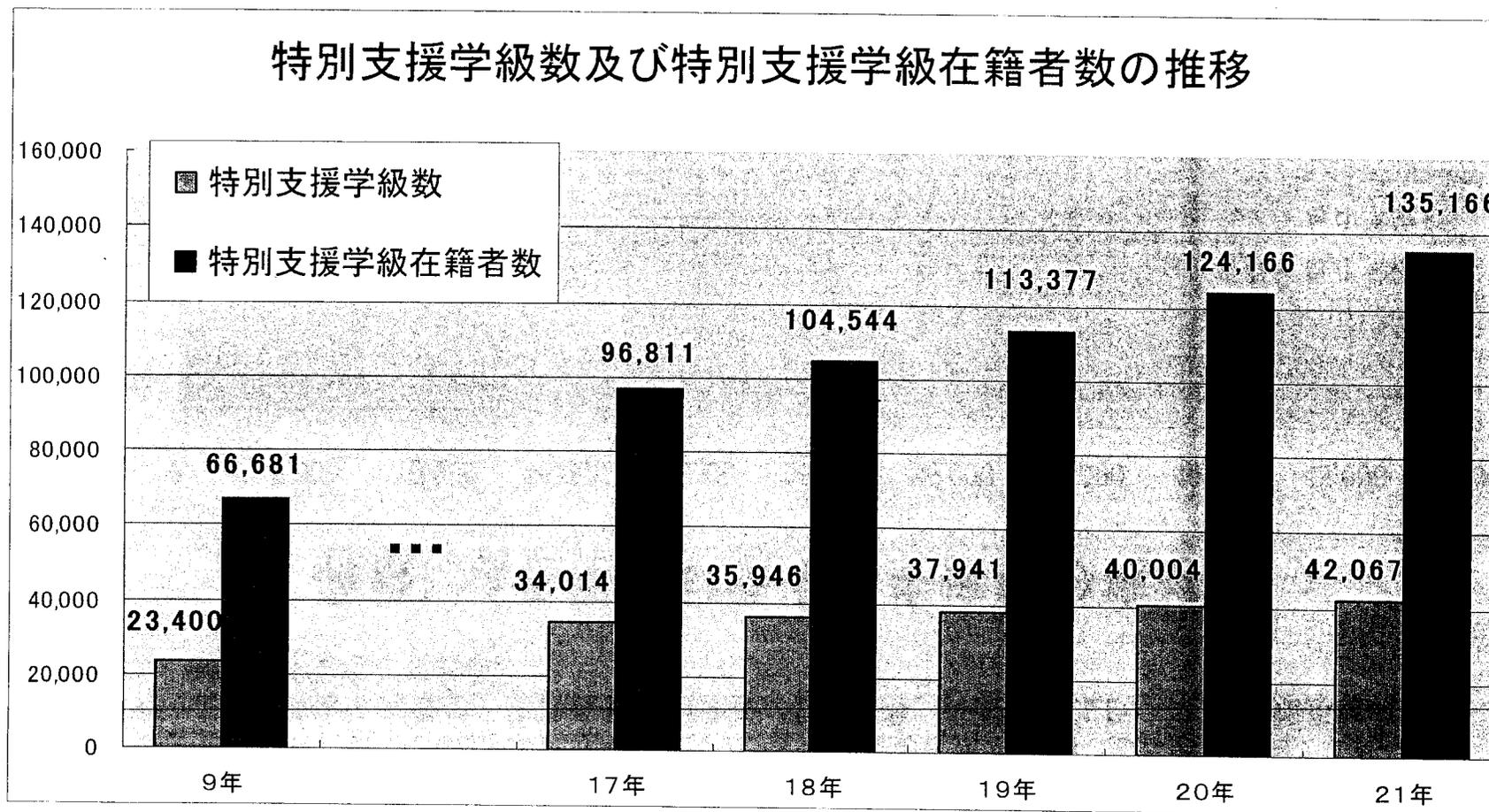


	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	83	116	632	295	129	1,030
在籍者数	5,798	8,461	102,084	31,086	18,926	117,035

※注:平成19年度以降の数値は、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、幼児児童生徒の障害種は学級編制により集計し、学校数については、対応している障害種毎に集計した。そのため、重複障害学級在籍者および複数の障害種に対応している学校についてはそれぞれの障害種に重複してカウントしているため、各障害種の数値の合計は特別支援学校の計とは一致しない。

## ②特別支援学級の現状

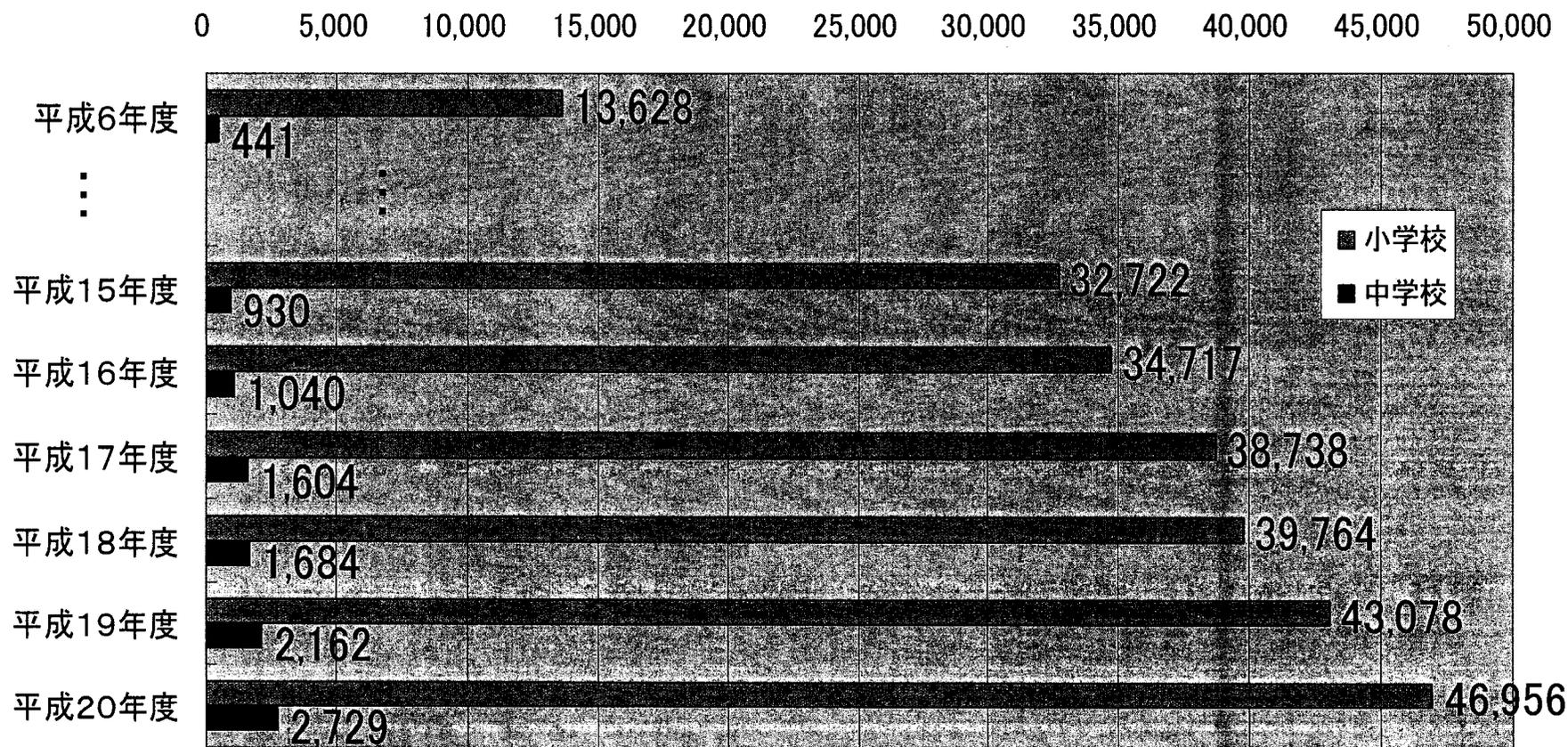
特別支援学級は、障害の比較的軽い子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。



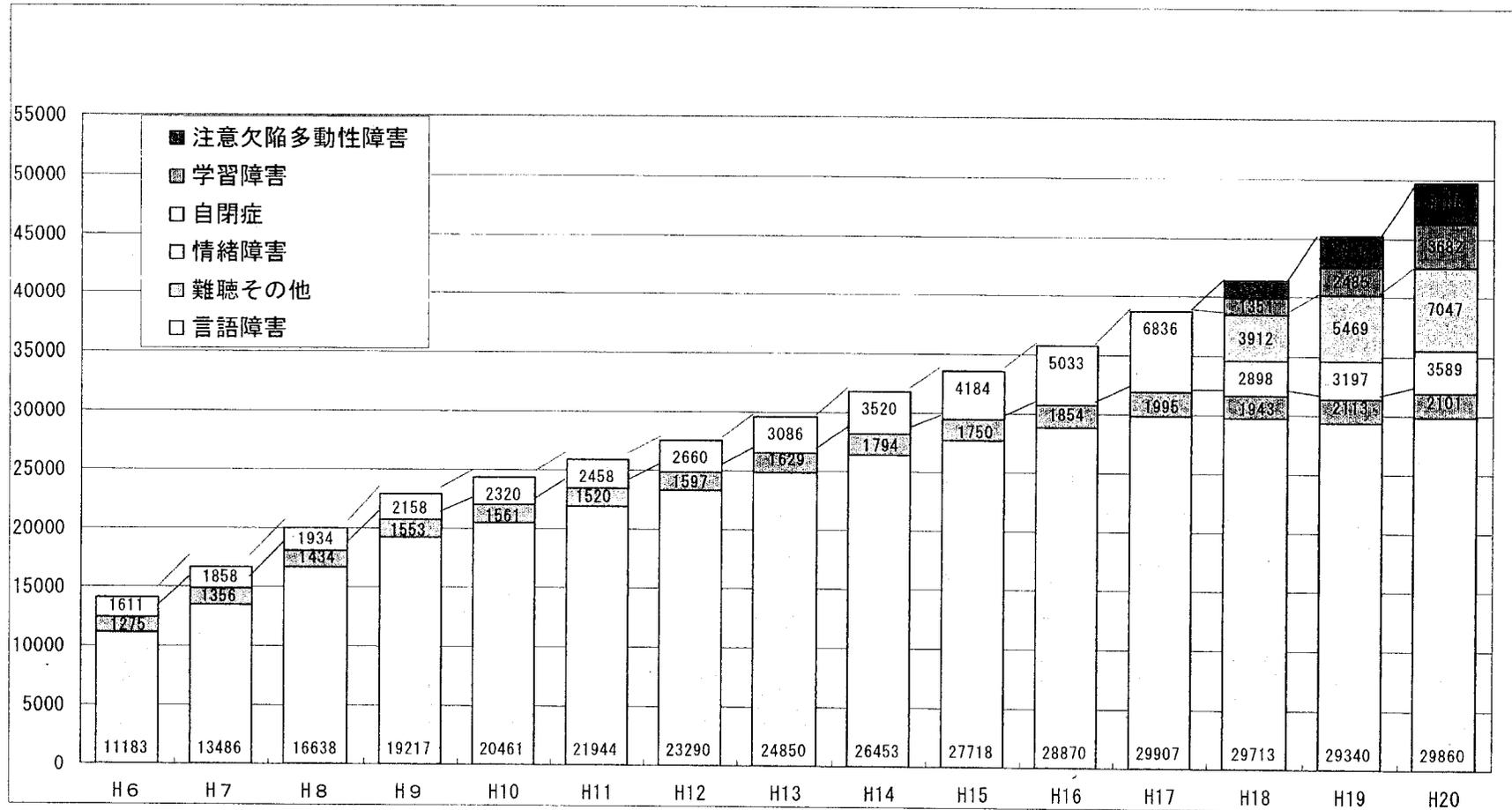
### ③通級による指導の現状

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、弱視、難聴などである。

## 通級による指導対象児童生徒数の推移



## 通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

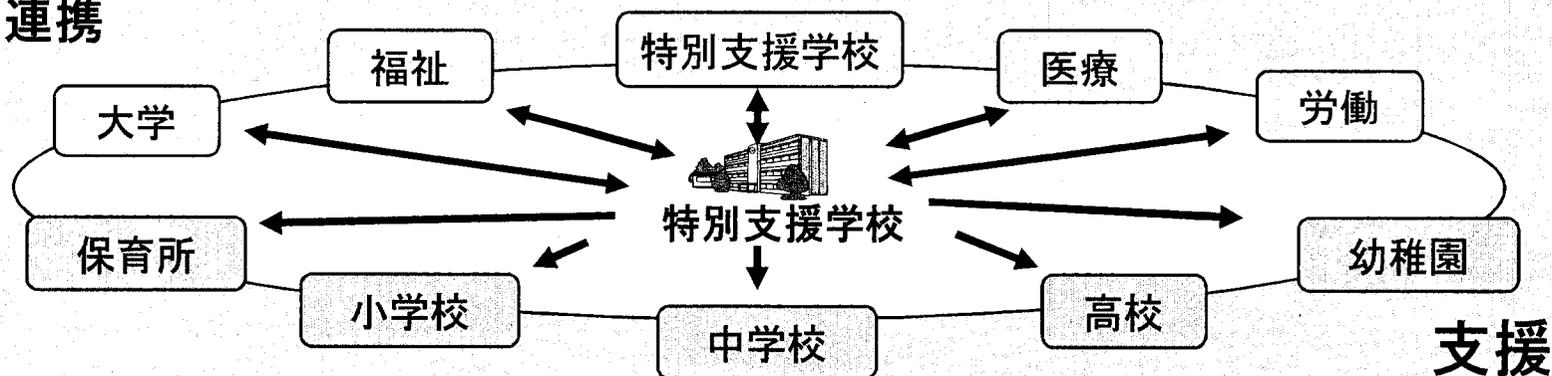
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定  
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

# 特別支援学校のセンター的機能

学校教育法等の一部改正(H19.4~)

特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う

連携



## センター的機能の具体例

- ①小・中学校等の教員への支援、
- ②特別支援教育等に関する相談・情報提供
- ③障害のある児童生徒等への指導・支援
- ④福祉、医療、労働関係機関等との連絡・調整
- ⑤小・中学校等の教員に対する研修協力
- ⑥障害のある児童生徒等への施設設備等の提供

# 特別支援学校学習指導要領等の改訂(平成21年3月告示)

## 1. 今回の改訂の 基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校  
及び高等学校の教育課  
程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多  
様化に対応し、一人一人  
に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進す  
るため、職業教育等を充  
実

## 2. 主 な 改 善 事 項

### 障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

### 一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、全ての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

### 自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校(知的障害)における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

### 交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

# 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議

## ◇ 特別支援教育の更なる充実に向けて（審議の中間とりまとめ）

～早期からの教育支援の在り方について～

平成21年2月12日

### ☆基本的な考え方

障害のある子どもに対する多様な支援全体を一貫した「教育支援」と捉え、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて、特別支援教育の理念の実現を図る。

### ○早期からの教育相談・支援の充実

- ・ 教育委員会は、特別支援学校のセンター的機能等の十分な活用を図るとともに、体制整備や専門性の向上、医療、福祉、保健等関係機関との連携による情報共有化等を通じて、早期からの教育相談・支援の更なる充実を図ることが必要。
- ・ 幼稚園での個別の教育支援計画の作成・活用等を推進するため、教育委員会が首長部局等と連携しつつ、専門家チームの派遣や教員研修の機会を提供するなど、幼稚園等に対する支援を充実することが必要。

## ○就学指導の在り方

- ・ 幼児教育段階から、義務教育への円滑な移行を図るため、市町村教育委員会が幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して就学移行期における個別の教育支援計画を作成する。
- ・ 障害のある子どもが就学する学校について、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて、障害の程度が「就学基準」に該当するかどうかに加えて、必要な教育的ニーズ、保護者や専門家の意見、就学先の学校における教育や支援の内容等を総合的に判断して決定する仕組みとする。
- ・ 就学する学校の決定は、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて保護者との共通認識を醸成し、保護者の意見を十分に踏まえることを前提として、制度としては義務教育を実施する責任を有する教育委員会が決定することとし、就学後も継続的な就学相談・指導を行うなど適切かつ柔軟できめ細かな対応を行うことが必要。

## ○居住地の小・中学校とのかかわり

- ・ 特別支援学校に就学する児童生徒が、居住地の小・中学校との交流を深めるための取組（東京都の副籍、埼玉県の支援籍等）について、国においても指針を示すこと等により促進。

## ○市町村教育委員会等の体制整備

- ・ 市町村教育委員会等が適切な教育支援を行うためには、教育委員会に特別支援教育の経験豊かな職員を配置したり、退職教員を非常勤職員等として配置したりするなどの体制整備を図ること等が必要。

# 高等学校WG 報告 主なポイント

平成21年8月27日 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 高等学校WG

## 特別支援教育の必要性・体制整備状況

必要性

- ・ 中教審答申(H17)、学校教育法改正
- ・ 高校進学者の約2%が支援を要する状況  
(全日制に比し定時制・通信制では相対的に高い割合)

現状

小・中に比し体制整備に相対的遅れ(校内委  
員会等が中心)で、個別の指導計画・教育  
支援計画・個別指導計画に私立高の遅れ加  
重。また、特別支援教育の推進を促すための

## キャリア教育・就労支援等

- ・ 社会生活・就労への適応力向上の  
ための指導・支援充実  
(SST\*など：モデル事業成果の普及、  
特別支援学校との連携等)
- ・ 関係機関との連携・情報提供  
(学校・企業の橋渡し人材配置等)
- ・ 卒業後の継続的就労支援  
[\* Social Skill Training]

出口側の支援

## 体制の充実強化と指導・支援の充実方策

体制充実

- ・ 管理職・教職員や生徒・保護者の理解・認識向上
- ・ 専門性ある支援員の配置(財政措置の必要性)
- ・ 生徒指導等既存の校内組織との連携
- ・ 特別支援学校のセンター的機能活用/私立高校への支援

指導充実

- ・ 障害特性に応じた教科指導/多様な評価方法(レポート指導等)
- ・ 特別の教育課程編成の検討(学習指導要領による教育課程の弾力的運用/通級指導に類する実践等：生徒の自尊感情への配慮要)
- ・ ICTの活用/先進・優良実践事例の情報集積・発信

高校の内容(体制・指導)充実

入口側の支援

## 入試における配慮・支援

- ・ 公平性を基本とした  
配慮と保護者への周知
- ・ 中高連携(情報提供  
入学決定後の引継ぎ等)

## 就労支援の促進

### ○特別支援学校卒業者の状況

就職者：約24%、施設等入所者6割強

### ○学校から雇用への流れの強化

- ・本人や保護者の一般就労への意識改革
- ・産業界のニーズに応じた教育の改善
- ・学校、企業、労働機関が協力した職場開拓など

# 特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況

(平成20年3月卒業者)

区分	卒業者	進学者	教育訓練 機関等	就職者	施設・ 医療機関	その他
特別支援学校高等部計	14,417 人	534 人 (3.7%)	394 人 (2.7%)	3,506 人 (24.3%)	9,110 人 (63.2%)	873 人 (6.1%)
視覚障害	708	148 (20.9%)	10 (1.4%)	108 (15.3%)	348 (49.2%)	94 (13.3%)
聴覚障害	422	169 (40.0%)	24 (5.7%)	179 (42.4%)	36 (8.5%)	14 (3.2%)
知的障害	10,631	102 (1.0%)	288 (2.7%)	2,886 (27.1%)	6,855 (64.5%)	500 (4.7%)
肢体不自由	2,223	51 (2.3%)	64 (2.9%)	262 (11.8%)	1,649 (74.2%)	197 (8.9%)
病弱	433	64 (14.8%)	8 (1.8%)	71 (16.4%)	222 (51.3%)	68 (15.7%)

※四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にはならない。

全体の就職率は24%(障害種による差異あり)

# 子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

平成22年度予算額(案) 7,973百万円(前年度予算額 8,011百万円)

## ～特別支援教育の理念～

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

特別支援教育推進のための実践研究の実施・成果普及

特別支援学校と小・中学校との間における交流及び共同学習の推進



居住地の小・中学校との交流及び共同学習の先進実践事例の集積・提供



教育課程の編成等についての実践研究の推進

障害の重度・重複化や多様化への対応、職業教育の改善、自閉症児への対応等

特別支援学校等

## 特別支援教育推進のための体制整備

特別支援教育総合推進事業 予算案：305百万円

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、就学指導コーディネーターによる就学指導・就学相談の充実、外部専門家による巡回指導、各種教員研修、学生支援員の活用などを実施することにより、特別支援教育を総合的に推進する。また、高等学校における発達障害のある生徒への支援体制を強化する。

### 特別支援教育推進地域(47都道府県)



地域住民への理解・啓発



外部専門家による巡回指導



特別支援連携協議会



教員研修(幼小中高)

### 研究・普及

### グランドモデル地域

【乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援】



保健、福祉、医療機関との連携

高等学校における発達障害のある生徒への支援



就学指導・就学相談の充実



市町村教育委員会が中心となり、就学指導コーディネーター等を活用した就学指導・就学相談の充実



相談支援ファイルの活用

民間企業 NPO 研究機関等

### 保護者への支援

特別支援教育就学奨励費負担等  
予算案：7,471百万円

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その経済的負担能力に応じ、就学に必要な交通費・教科用図書購入費・学用品費等を補助



### 研究・普及

### 民間組織等と連携した特別支援教育の推進

教科用特定図書等普及推進事業 予算案：157百万円

障害のある児童及び生徒が十分な教育を受けることができるように、多くの弱視児童生徒のニーズに対応した標準規格に基づく拡大教科書等の普及促進を図る。

民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業 予算案：40百万円

小・中・高・特別支援学校において、発達障害等のある児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教科用特定図書や教材、その支援技術に関する研究等を支援する。

# 特別支援教育総合推進事業

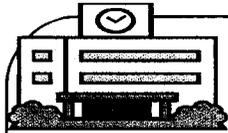
平成22年度予算額(案) : 304,979千円 (前年度予算額 : 664,371千円)

※「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」「高等学校における発達障害支援モデル事業」「特別支援教育研究協力校」「自閉症に対応した教育課程の在り方に関する調査研究事業」「新学習指導要領に対応した交流及び共同学習実践支援事業(新規)」を整理・統合

## ～特別支援教育の理念～

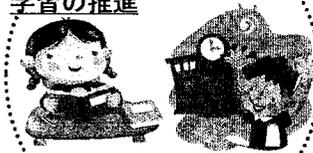
障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

### 特別支援教育推進のための実践 研究の実施・成果普及



#### 特別支援学校等

特別支援学校と小・中学校との間における交流及び共同学習の推進



居住地の小・中学校との交流及び共同学習の先進実践事例の集積・提供



教育課程の編成等についての実践研究の推進  
障害の重度・重複化や多様化への対応、職業教育の改善、自閉症児への対応等

#### 研究・成果の普及

特別支援学校等において、新学習指導要領を踏まえ、自立と社会参加に向けた指導の充実・改善を図るための実践研究・成果普及等を総合的に実施する。

### 特別支援教育推進のための体制整備

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、就学指導コーディネーターによる就学指導・就学相談の充実、外部専門家による巡回指導、各種教員研修、学生支援員の活用などを実施することにより、特別支援教育を総合的に推進する。また、高等学校における発達障害のある生徒への支援体制を強化する。

#### 特別支援教育推進地域(47都道府県)



地域住民への理解・啓発



外部専門家による巡回指導 特別支援連携協議会

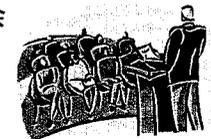


#### グランドモデル地域

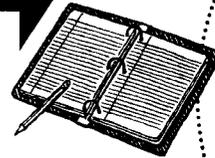
【乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援】



保健、福祉、医療機関との連携



教員研修(幼小中高)



相談支援ファイルの活用



就学指導・就学相談の充実

市町村教育委員会が中心となり、就学指導コーディネーター等を活用した就学指導・就学相談の充実

高等学校における発達障害のある生徒への支援



# 発達障害教育情報センターについて

(独)国立特別支援教育総合研究所

URL: <http://icedd.nise.go.jp>

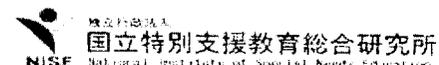


[このサイトについて](#) [サイトマップ](#) [検索](#)

文字の大きさ [小](#) [標準](#) [大](#) 表示色の変更 [標準](#) [1](#) [2](#) 音声読み上げ等について

国立特別支援教育総合研究所

## 発達障害教育情報センター



[支援・指導](#) [もっと詳しく](#) [教材・機器](#) [研修講義](#) [施策法令](#) [教育相談](#) [センターの活動](#)

発達障害教育情報センターは教育情報のキーステーション  
発達障害に関する教育の虹の架け橋です

- [はじめての方へ](#)
- [教職員の方へ](#)
- [保護者・一般の方へ](#)
- [教育行政関係者の方へ](#)
- [海外からご覧の方へ](#)
- [発達障害とは？](#)

研修講義は  
こちらから

### 新着・更新情報

- 2009年7月7日 【施策法令】  
[文部科学省の支援事業「平成19・20年度事業報告」](#)
- 2009年7月6日 【イベント・研究会情報】  
[板橋区特別支援教育研修会\(講演会\)](#)
- 2009年6月30日 【教材・機器】  
[教材・機器4点追加](#)
- 2009年6月23日 【イベント・研究会情報】  
[発達障害という視点からわたしの出会った少年たち](#)
- 2009年6月8日 【イベント・研究会情報】  
[平成21年度第1回発達障害者就業支援セミナー](#)

### コンテンツのご案内

#### 支援や指導方法について知りたい

発達障害のある子どもの気づき、理解、対応の仕方等についての基本的な情報を提供します。

### 文字のサイズ

[小さく](#) [標準](#) [大きく](#)

### 標準色の変更

[標準](#) [表示色1](#) [表示色2](#)

[音声で読み上げたい方へ](#)  
[ひらがなで読みたい方へ](#)  
[色が見にくい方へ](#)

### トピックス

- [イベント・研究会情報](#)
- [ガイドブック等](#)
- [教材教具データベース](#)  
(文部科学省委嘱事業:全国LO親の会  
作成)



## 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議

### 審議経過報告(概要)一案一

○ 特別支援教育の更なる充実を図るための検討の方向性及び課題について、以下のとおり整理

#### 1. 特別支援学校

##### ①改正学校教育法(H19年度～)への対応

- ・複数障害への対応を含めた適正配置、計画的整備
- ・センター的機能の取組推進、理解啓発、関係機関とのネットワークづくり

##### ②交流及び共同学習(副籍、支援籍等を含む)

- ・居住地校交流に係る理解啓発
- ・直接交流に係る教育課程上の位置づけ、評価、安全確保

##### ③職業教育・就労支援

- ・職域の拡大・就労に向けた教育課程の見直しや支援方法の開発推進
- ・多様な就業体験の充実(小・中学部段階からの職場体験活動の機会拡大など)



#### 2. 早期からの教育支援、就学相談・指導

○ 平成21年2月の中間とりまとめ「特別支援教育の更なる充実に向けて」において、①早期からの教育相談・支援の充実、②就学指導の在り方、③継続的な就学相談・指導の実施、④居住地の小・中学校とのかかわり、⑤市町村教育委員会等の体制整備、⑥障害者権利条約、について提言・報告

○ 特に、就学相談・指導の在り方については、今後、障害者権利条約批准のための政府全体の障害者制度改革の検討状況も踏まえつつ、更なる検討が必要

#### 3. 小・中学校における特別支援教育

##### ①校内体制の整備

- ・支援の「質」の一層の充実(校長の理解促進と適切なリーダーシップ、全校的体制の構築など)
- ・特別支援教育に係る教員配置(すべての学級に発達障害の児童生徒が在籍する可能性)

##### ②特別支援教育コーディネーター

- ・研修等を通じた人材養成の推進
- ・複数配置による専門性の相互補完、組織的対応
- ・スペシャリスト配置による地域全体の推進強化
- ・校務専念のための環境整備

##### ③個別の指導計画、個別の教育支援計画

- ・必要な者に対する個別の指導計画等の作成・活用(実態把握、専門性やノウハウに関する小・中学校への支援、センター的機能活用、PDCAサイクルの確立など)
- ・個別の教育支援計画と類似の計画との関係整理(生涯にわたる一貫した支援の観点)

##### ④特別支援教育支援員

- ・すべての学級に発達障害等の児童生徒が在籍する可能性を踏まえた配置促進、地域格差是正
- ・人材確保や研修の在り方、教員との役割や責任分担、学生支援員の活用促進、NPOとの連携及び役割分担

##### ⑤特別支援学級、通級指導

- ・担当教員の専門性向上、児童生徒の実態に応じた教育課程編成
- ・知的障害のある児童生徒、境界域の児童生徒への対応
- ・他校通級が多い実態への対応、巡回指導の促進

##### ⑥特別支援教室構想

- ・児童生徒が籍を置かない「教室」への教員配置システムの在り方
- ・必要な指導時数、在籍学級と特別支援教室との指導や責任の分担、教育課程の編成・実施・評価等の在り方
- ・特別支援教室担当教員と在籍する通常学級担当教員双方の専門性確保の在り方

## 4. 高等学校における特別支援教育

- 平成21年8月の高等学校WG報告「高等学校における特別支援教育の推進について」において、
  - ①高等学校における特別支援教育の必要性、②高等学校における特別支援教育体制の充実強化、
  - ③発達障害のある生徒への指導・支援の充実、④高等学校入試における配慮や支援等、
  - ⑤キャリア教育、就労支援等、について提言
- 今後、先進的な取組事例の蓄積、成果を踏まえつつ、上記提言に沿って、高等学校における特別支援教育の推進、充実に積極的に取り組むことが必要



## 5. 特別支援教育担当教員等の専門性

- 特別支援学校、特別支援学級、通級指導担当教員、特別支援教育コーディネーター、通常学級担当教員それぞれが必要とする特別支援教育に関する知識及び理解
- 特別支援学校教諭免許状の在り方について、教員資質向上方策の見直しの動向を踏まえ要検討
- 採用、配置(人事異動)、研修等を通じた専門性の確保

### ①特別支援学校教員の専門性

- ・免許状の各教育領域に共通する専門性や教育領域ごとの専門性確保
- ・免許状保有率の向上、他領域の免許状取得の計画的促進
- ・教育職員免許法附則16項「当分の間」の扱い
- ・弾力的な人事上の配慮(同一校の在職年数延長、特別支援学校間の適切な異動など)



### ②小・中学校の担当教員等(※)の専門性

※特別支援学級担任、通級指導担当教員、特別支援教育コーディネーター

- ・各障害種の専門性を担保できる仕組み
- ・特別支援教育の経験が少ない若手教員への支援の仕組み
- ・個別の指導計画等の作成・活用のため、専門性のある者が支援する体制の確立
- ・特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭免許状取得促進のための環境醸成
- ・弾力的な人事上の配慮(同一校の在職年数延長、特別支援学校との適切な人事交流など)

### ③小・中学校通常学級担当教員の専門性

- ・特別支援教育に関する基礎的知識(障害特性、障害に配慮した指導、個別の指導計画の作成・活用など)
- ・特別支援教育のみならず、学級経営力、授業力、人間形成力など教員としての基本的資質の総合力
- ・各教科等への特別支援教育の視点を加えた授業力
- ・具体的かつ実践的な研修(教員と専門医等の連携によるケーススタディなど)

## 6. 学校外の人材や関係機関、民間団体等との連携協力

### ①学校外の人材の活用と関係機関との連携協力

- ・各学校と地域における医療、保健、福祉、労働等との効果的かつ効率的な連携・協力
- ・外部専門家(PT,OT,ST等)の活用など教員を支えるシステムづくり
- ・学校単位での専門性担保、地域単位での支援体制の整備

### ②親の会、NPOや学校ボランティア等との連携協力

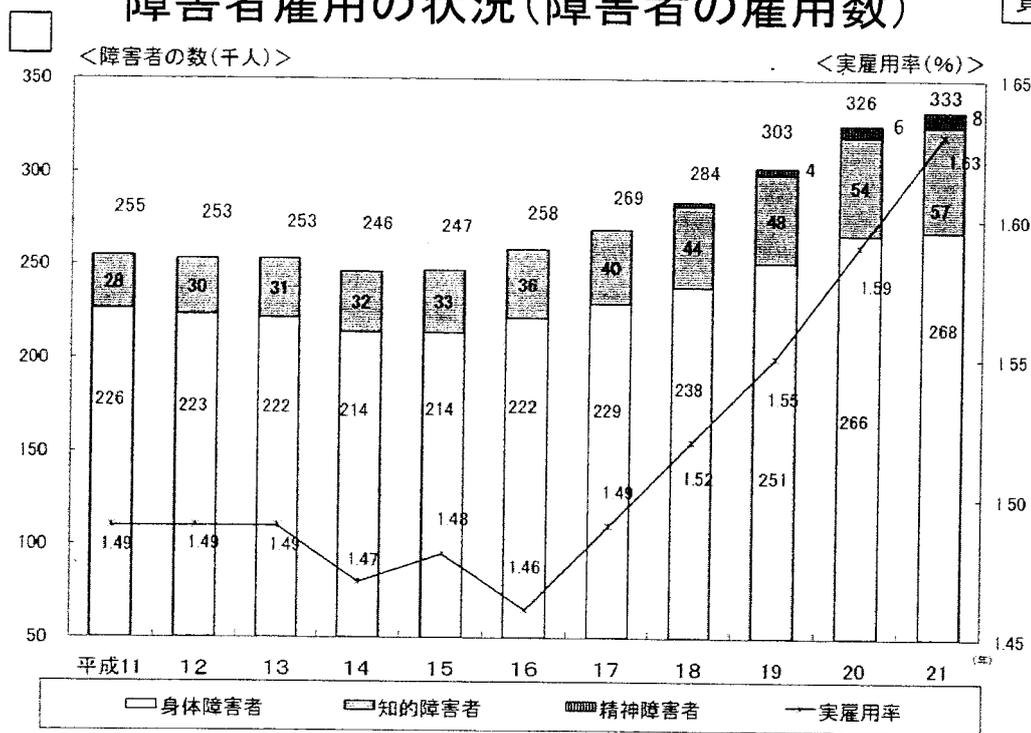
- ・新しい公共の視点を踏まえつつ、各地域における親の会、NPO、学校支援ボランティア等の活用推進
- ・NPO等の育成・支援の在り方、
- ・関係機関、親の会、NPO等との連携及び有機的なネットワークの構築



<厚生労働省 職業安定局>

# 障害者雇用の状況(障害者の雇用数)

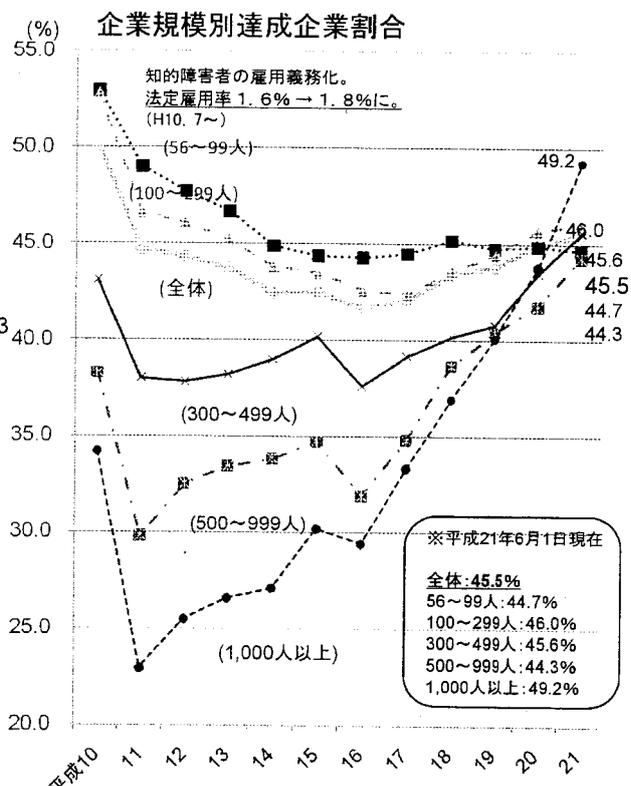
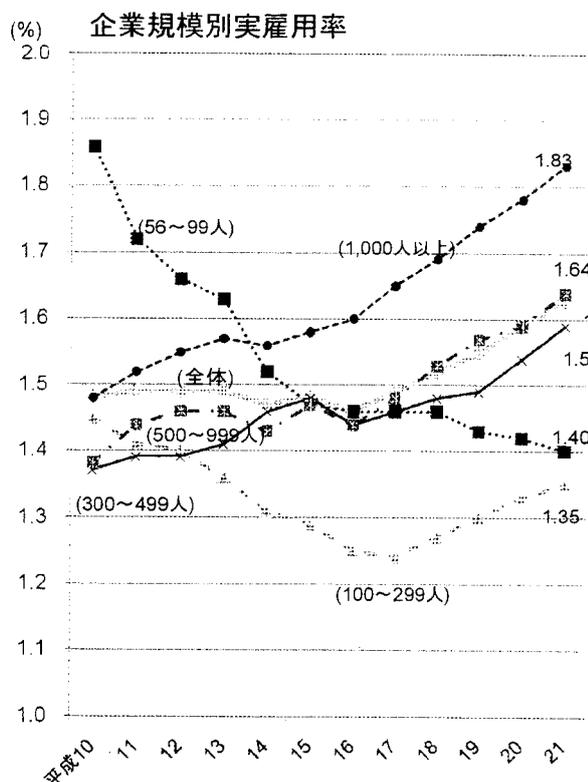
資料1



(注)雇用義務のある56人以上規模の企業の集計  
 「障害者の数」は以下の者の合計。  
 ・身体障害者、知的障害者、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者は1人カウント  
 ・身体障害者、知的障害者は2人カウント  
 ・重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者は1人カウント  
 ・精神障害者である短時間労働者は0.5人

1

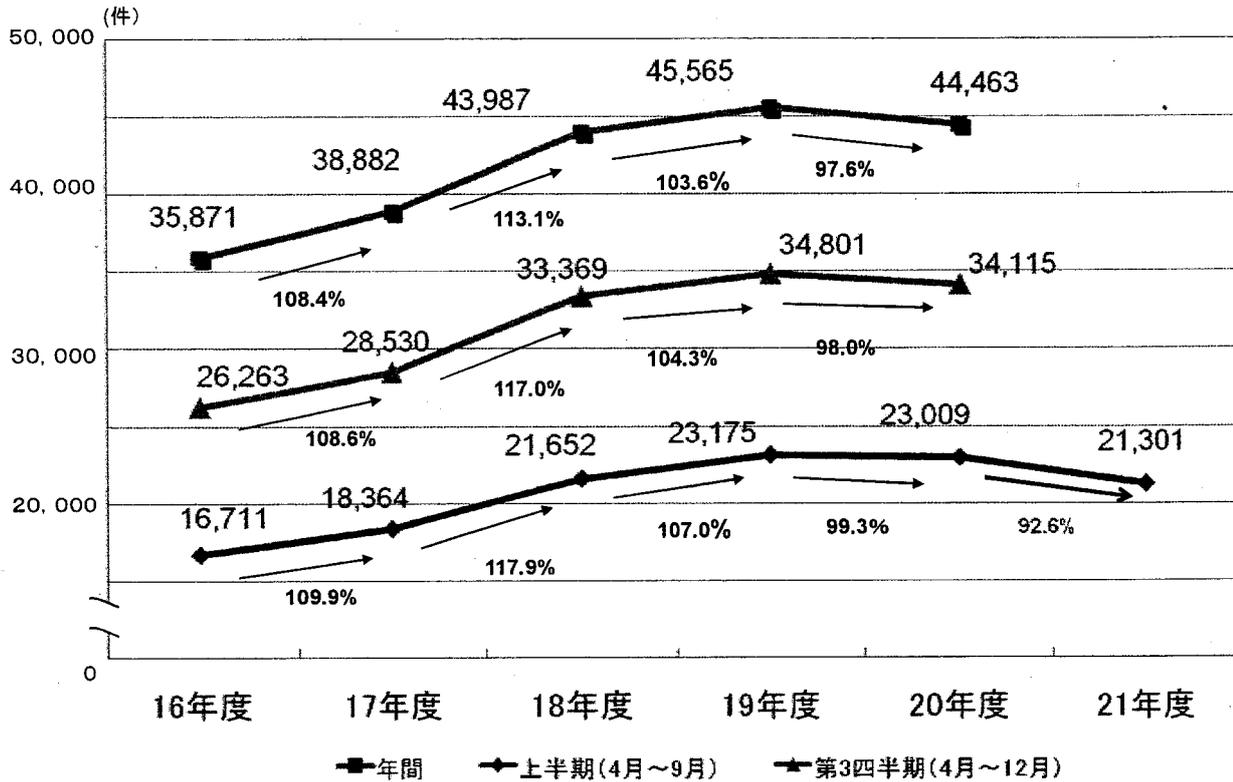
## 民間企業における障害者雇用状況(企業規模別)



※平成21年6月1日現在  
 全体:45.5%  
 56~99人:44.7%  
 100~299人:46.0%  
 300~499人:45.6%  
 500~999人:44.3%  
 1,000人以上:49.2%

2

## 障害者の就職件数の推移



○ ハローワークにおける障害者の就職件数は、ここ数年、前年度比10%程度の伸びを続けてきたところであるが、一般の雇用情勢の影響等により、19年度後半からその伸びが鈍化し、20年度以降減少傾向に転じている。

## 障害者の職業紹介状況(障害種類別)

(単位: 人)

	新規求職申込件数				
	障害者計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
15年度	88,272 ( 2.6)	62,450 (△0.7)	17,602 ( 6.6)	7,799 ( 24.0)	421 ( 36.7)
16年度	93,182 ( 5.6)	63,305 ( 1.4)	18,953 ( 7.7)	10,467 ( 34.2)	457 ( 8.6)
17年度	97,626 ( 4.8)	62,458 (△1.3)	20,316 ( 7.2)	14,095 ( 34.7)	757 ( 65.6)
18年度	103,637 ( 6.2)	62,217 (△0.4)	21,607 ( 6.4)	18,918 ( 34.2)	895 ( 18.2)
19年度	107,906 ( 4.1)	61,445 (△1.2)	22,273 ( 3.1)	22,804 ( 20.5)	1,384 ( 54.6)
20年度	119,765 (11.0)	65,207 ( 6.1)	24,381 ( 9.5)	28,483 ( 24.9)	1,694 ( 22.4)

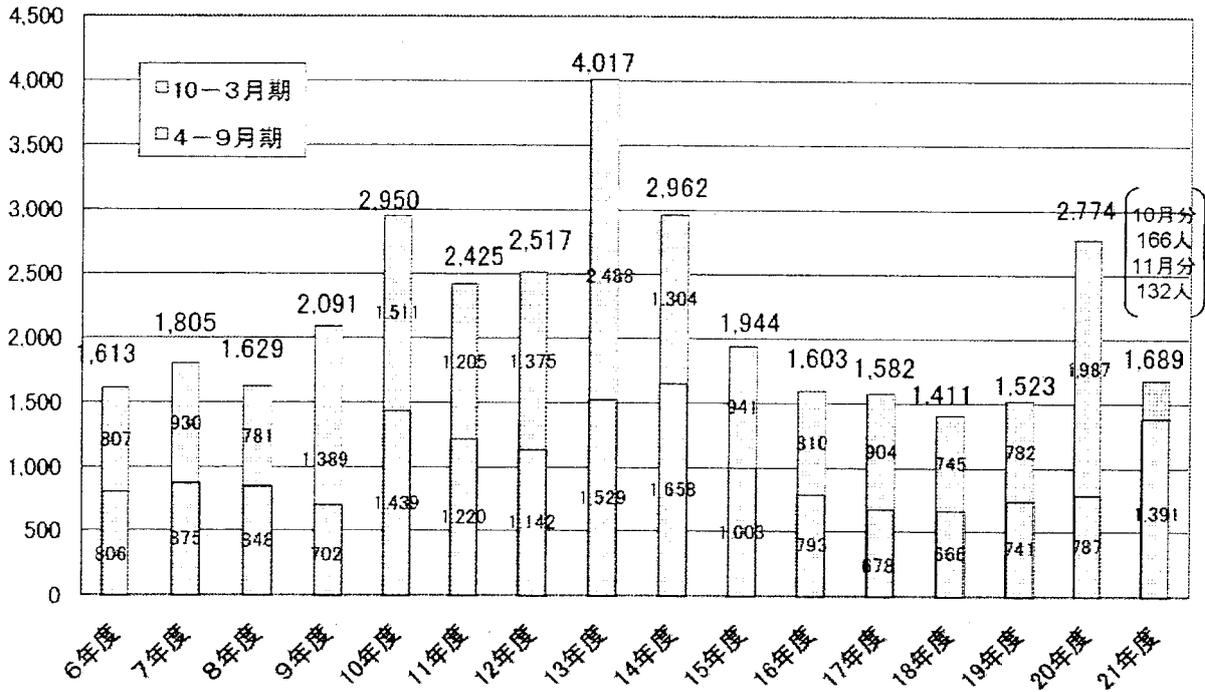
	就職件数				
	障害者計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
15年度	32,885 ( 16.0)	22,011 ( 15.2)	8,249 ( 13.5)	2,493 ( 31.9)	132 ( 45.1)
16年度	35,871 ( 9.1)	22,992 ( 4.5)	9,102 ( 10.3)	3,592 ( 44.1)	185 ( 40.2)
17年度	38,882 ( 8.4)	23,834 ( 3.7)	10,154 ( 11.6)	4,665 ( 29.9)	229 ( 23.8)
18年度	43,987 (13.1)	25,490 ( 6.9)	11,441 ( 12.7)	6,739 ( 44.5)	317 ( 38.4)
19年度	45,565 ( 3.6)	24,535 (△3.7)	12,186 ( 6.5)	8,479 ( 25.8)	365 ( 15.1)
20年度	44,463 (△2.4)	22,623 (△7.8)	11,889 (△2.4)	9,456 ( 11.5)	495 ( 35.6)

※ ( )内は前年度比(差)  
新規求職申込件数及び就職件数は年度(期間)内の累計

4

(人)

### 障害者の解雇数の推移



	4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	4～11月累計
20年度	787	125	234	265	370	452	541	2,774	1,146
21年度	1,391	166	132						1,689
前年同期比(%)	76.7	32.8	Δ43.6						47.4

## 障害者雇用促進法の概要

【目的】 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ること。

### 事業主に対する措置

雇用義務制度

事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者の雇用を義務づける

- 民間企業 .....1. 8%
- 国、地方公共団体、特殊法人等 .....2. 1%
- 都道府県等の教育委員会 .....2. 0%

- ※1 大企業等において、障害者を多数雇用する等一定の要件を満たす会社（特例子会社）を設立した場合等、雇用率算定の特例も認めている。
- ※2 精神障害者（手帳所持者）については、雇用義務の対象ではないが、各企業の雇用率（実雇用率）に算定することができる。
- ※3 平成22年7月より、短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）についても各企業の雇用率（実雇用率）の算定の対象となる。（0.5割）（重度身体障害者、重度知的障害者（1割）又は精神障害者（0.5割））である短時間労働者については、すでに算定の対象となっている。）

納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る

- 障害者雇用納付金（雇用率未達成事業主） 不足1人 月額5万円徴収（適用対象：常用労働者301人以上）
- 障害者雇用調整金（雇用率達成事業主） 超過1人 月額2万7千円支給（適用対象：常用労働者301人以上）
- ※1 適用対象に、平成22年7月より201人以上、平成27年4月より101人以上に拡大される。このとき、新たに制度の適用対象となった事業主は、施行から5年間納付金が月額4万円に減額される。
- ※2 この他、300人以下（平成22年7月より200人以下、平成27年4月より100人以下）の事業主については報奨金制度あり（障害者を4%又は6人のいずれか多い人数を超えて雇用する場合、超過1人月額2万1千円支給）
- ・上記のほか、在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対する特例調整金・特例報奨金の制度がある。（在宅就業障害者支援制度）

助成金

障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給

- ・障害者作業施設設置等助成金
- ・障害者介助等助成金
- ・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 等

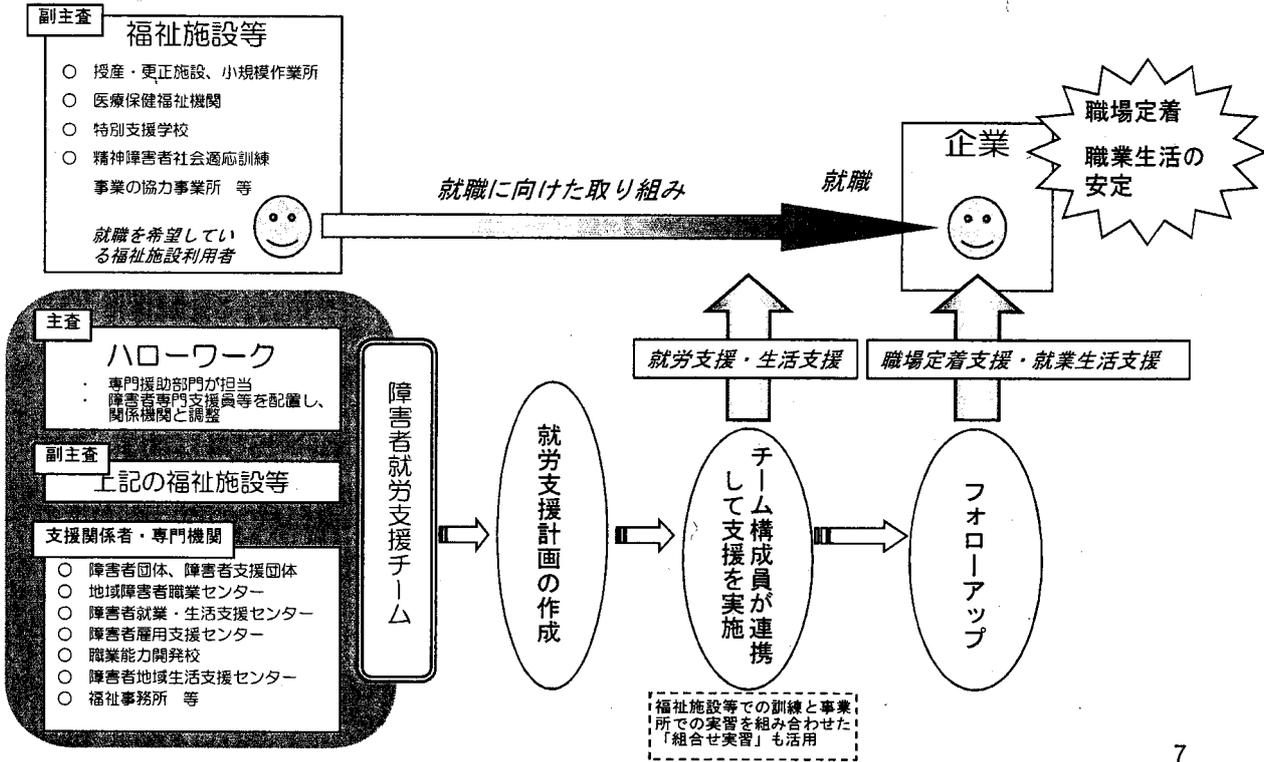
### 障害者本人に対する措置

職業リハビリの実施

地域の就労支援関係機関において障害者の職業生活における自立を支援し福祉施策との有機的な連携を図りつつ推進

- ハローワーク（全国549か所）  
障害者の態様に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓等
- 地域障害者職業センター（全国47か所）  
専門的な職業リハビリテーションサービスの実施（職業評価、準備訓練、ジョブコーチ等）
- 障害者就業・生活支援センター（全国246か所）  
就業・生活両面にわたる相談・支援

# ハローワークを中心とした「チーム支援」 ～ 「地域障害者就労支援事業」のスキームの全国展開 ～

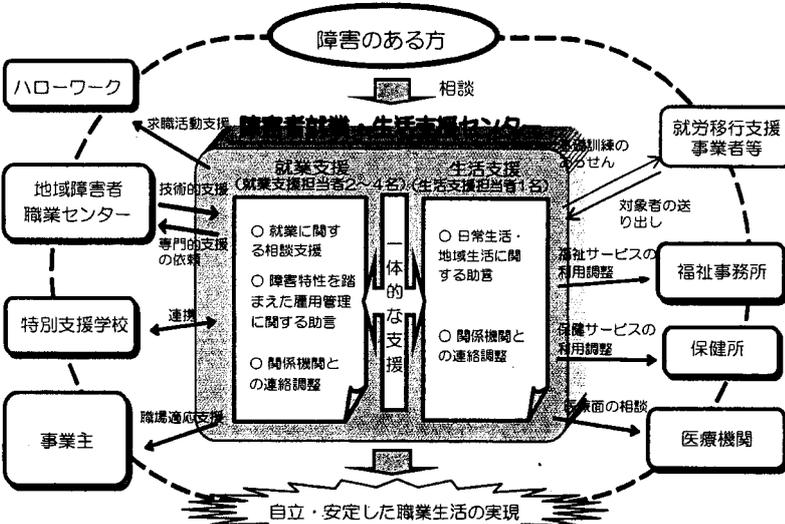


7

## 障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施します。

### 雇用と福祉のネットワーク



### 業務の内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

#### <就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
  - ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
  - ・ 就職活動の支援
  - ・ 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

#### <生活面での支援>

- 日常生活・地域生活に関する助言
  - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
  - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

### 設置箇所数

20年度 206センター 8  
21年度 265センター  
(※ 22年1月現在 247センター)

# 精神障害者雇用安定奨励金（仮称）の概要

（平成22年度新規事業）

## 1 趣旨

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、新規雇用した精神障害者が在職中の精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、奨励金を支給する。

## 2 奨励金の内容

	対象	支給額	対象事業主
1	精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱した場合	新規雇用1人当たり 年180万円 委嘱1人当たり 1回1万円	精神障害者を新規雇用する事業主
2	社内の専門人材を育成するため、従業員に精神保健福祉士又は臨床心理士の資格を取得する講習を受講させた場合	受講に要した費用の2/3 （上限50万円）	
3	社内で精神障害に関する講習を実施した場合又は従業員に外部機関が実施する精神障害者雇用に資する講習を受講させた場合	講習に要した費用の1/2 （上限5万円）	精神障害者を新規雇用又はうつ病等休職者を復帰させる事業主
4	在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合	配置した在職精神障害者1人当たり25万円	

※支給対象事業主等の支給要件については、現在検討中であり、今後変更がありうる。

## 障害特性に応じたきめ細やかな支援施策

### 精神障害者

#### ①精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」の活用や、ハローワークにおける「精神障害者就職サポーター」の配置、「医療機関等との連携による精神障害者ジョブガイダンス事業」の実施等により、精神障害者の特性に応じた支援を実施。

#### ②精神障害者に対する総合的雇用支援

地域障害者職業センターに専任の精神障害者担当カウンセラーを配置して支援体制を強化し、主治医等との連携の下、新規雇入れ、職場復帰、雇用継続に係る総合的な支援を実施。

#### ③精神障害者雇用促進モデル事業

精神障害者雇用の意欲はあるもののそのノウハウが十分でない企業において、精神障害者の特性に応じた職域開拓や支援体制の整備等に取り組むことにより、精神障害者の雇用及び職場定着のノウハウを構築するためのモデル事業を実施。

### 発達障害者

#### ①若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

ハローワークにおいて、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、専門的な相談支援を実施。

#### ②発達障害者の就労支援者育成事業

発達障害者の雇用促進を図るため、発達障害者支援センターにおいて、発達障害者支援関係者に対し、就労支援ノウハウを付与するための講習等を実施。

#### ③発達障害者雇用開発助成金（発達障害者の雇用促進モデル事業）

地域障害者職業センターにおいて支援を受けた発達障害者をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に実施。

### 難病がある人

#### ①難治性疾患患者雇用開発助成金（難病のある人の雇用促進モデル事業）

難病のある人をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に実施。

#### ②難病者の雇用管理に関する情報提供の実施

「難病の雇用管理のための調査・研究事業」（平成16～18年度）の研究成果を踏まえ、疾患別の雇用管理ガイドライン等に関するサイトを作成し、就職活動や就業上の配慮についての情報提供を実施。

#### ③難病患者就労支援モデル事業

障害者の就労支援策を参考に、都道府県や難病相談・支援センターが中心となって難病患者への就労支援事業を実施・評価し、国はその実施状況を把握した上で各都道府県に還元し、各都道府県独自の取組を促進。  
（担当：健康局疾病対策課）

### 共通して利用できる支援施策

- ① ハローワークにおける職業相談・職業紹介
- ② 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業
- ③ 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業
- ④ 障害者就業・生活支援センター事業

10



## 障害者に対する就労支援の推進

～平成 22 年度 障害者雇用施策関係予算案のポイント～

平成 21 年 12 月



厚生労働省  
職業安定局 障害者雇用対策課  
職業能力開発局 能力開発課

## 施策の概要

障害者雇用に関する状況をみると、平成20年度におけるハローワークの新規求職申込件数が過去最高となるなど、障害者の就労意欲の一層の高まりがみられる。

現在、障害者自立支援法の下、障害者がその能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援が進められるとともに、特別支援教育により、障害のある生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組への支援も実施されており、福祉、教育の分野におけるこうした動向を踏まえ、障害者の希望や能力に応じて雇用の場を提供していく必要性が高まっている。

こうした中、政府としては、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）において「『新雇用戦略』の推進」の一環として、「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」（平成19年12月26日策定）に基づき、その就労による自立を図るとともに、平成20年12月19日に成立した中小企業における障害者雇用の促進等を内容とした改正障害者雇用促進法の施行により、障害者雇用に係る取組の充実を図ることとしている。

また、今般の景気後退を背景として障害者を取り巻く雇用情勢が悪化していることから、改正法の円滑な施行を図りつつ、安定的な障害者雇用の場を確保することや、障害特性に応じたきめ細かな就労支援を行うことが求められている。

平成22年度においては、上記の状況を踏まえつつ、

- ① 雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化
- ② 障害の特性に応じた支援策の充実・強化
- ③ 障害者雇用納付金制度の対象拡大等に対応した障害者雇用の一層の支援
- ④ 障害者に対する職業能力開発支援の推進

を主要な柱に掲げ、障害者に対する就労支援の充実を図ることとする。

**平成22年度予定額 21,239( 20,396) 百万円**

※括弧書きは前年度予算額

### I 雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化

#### 1 ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進

**[予定額 622( 620) 百万円]**

ハローワークが中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」を編成し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を推進するとともに、「就職ガイダンス」等の実施により、ハローワークのマッチング機能の向上を図る。

## 2 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施

[予定額 3,820 ( 3,392) 百万円]

障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」について、全障害保健福祉圏域への設置に向け、設置箇所数の拡充等を図る。

(設置箇所数 247センター → 282センター)

## 3 障害者試行雇用事業の推進

[予定額 994 ( 1,072) 百万円]

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用へ移行するため、短期間の試行雇用（トライアル雇用）を実施する。

(対象者数 9,000人)

## II 障害特性に応じた支援策の充実・強化

### 1 精神障害者の総合的な雇用支援の実施

[予定額 1,338 ( 1,150) 百万円]

#### (1) 精神障害者就職サポーターの配置

[予定額 353 ( 269) 百万円]

ハローワークにおける精神障害者のカウンセリング機能の充実・強化を図るため、カウンセリングスキルの高い専門的資格を有する者等を「精神障害者就職サポーター」として配置する。

#### (2) 医療機関等との連携による精神障害者の就労支援の推進

[予定額 36 ( 41) 百万円]

医療機関等を利用している精神障害者を対象に、就職活動のノウハウ等を付与するジョブガイダンスを実施し、医療から雇用への移行を促進する。

#### (3) 精神障害者の雇用促進のためのモデル事業の実施

[予定額 120 ( 190) 百万円]

精神障害者雇用の意欲はあるもののそのノウハウが十分でない企業において、精神障害者の雇用を促進するため、精神障害者の障害特性に応じた職域開拓や支援体制の整備等に取り組むことにより、精神障害者の雇用及び職場定着のノウハウを構築するためのモデル事業を実施する。

(4) 精神障害者ステップアップ雇用奨励金の活用促進

[予定額 212 ( 203) 百万円]

精神障害者の障害特性を踏まえ、一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」の活用を促進する。

(5) 精神障害者雇用安定奨励金（仮称）の創設（新規）

[予定額 176 ( 0) 百万円]

精神障害者の雇用の促進・安定を図るため、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた企業に対する奨励金を創設し、精神障害者の一層の雇用促進、更には職場定着を図る。

(6) うつ病等精神障害者の職場復帰のための総合支援事業（個別実践型リワークプログラム）の実施

[予定額 441 (446) 百万円]

精神障害者の職場復帰ニーズに対応するため、地域障害者職業センターにおいて、うつ病等休職者の職場復帰支援を実施する。

**2 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化**

[予定額 406 ( 191) 百万円]

(1) 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの推進

[予定額 230 ( 118) 百万円]

ハローワークにおいて、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、ニーズや特性に応じた専門支援機関に誘導する等、きめ細かな就職支援を実施する。

(2) 発達障害者の就労支援者育成事業の推進

[予定額 19 ( 10) 百万円]

発達障害者支援センターにおいて、医療、保健、福祉、教育等関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習等を実施するとともに、発達障害者と支援者による体験交流会を開催する。また、事業主に対しては、発達障害者を知り、雇用のきっかけ作りを行うための体験型啓発周知事業を創設する。

(3) 発達障害者の雇用促進のためのモデル事業

[予定額 156 ( 64) 百万円]

発達障害者を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うことにより、発達障害者の就労を支援するとともに、その雇用管理上の課題等の把握を行う。

### 3 難病のある人の雇用促進のためのモデル事業

[予定額 125 ( 51) 百万円]

難病のある人を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うことにより、難病のある人の就労を支援するとともに、その雇用管理上の課題等の把握を行う。

### 4 チャレンジ雇用の推進

[予定額 258 ( 0) 百万円]

知的障害者等を都道府県労働局やハローワークにおいて非常勤職員として雇用し、1～3年の業務経験を踏まえた一般企業等への就職の実現を推進する。(170名)

## Ⅲ 障害者雇用納付金制度の対象拡大等に対応した障害者雇用の一層の支援

### 1 障害者初回雇用（ファースト・ステップ）奨励金

[予定額 700 ( 750) 百万円]

改正障害者雇用促進法の施行を踏まえ、更に障害者雇用の取組を推進すべき中小企業のうち、これまで障害者雇用の経験のない中小企業に対して、初めて障害者を雇用した場合に奨励金(100万円)を支給し、雇用の促進を図る。

### 2 事業協同組合等雇用促進事業助成金

[予定額 15 ( 15) 百万円]

新たに設けられた事業協同組合等算定特例を活用した中小企業における障害者雇用の取組を促進するため、単独では障害者を雇用するだけの十分な仕事量を確保することが困難な複数が、事業協同組合等を活用して共同で障害者雇用を図る場合に、その取組に要した経費に対する助成を行う。

### 3 特例子会社等設立促進助成金

[予定額 825 ( 450) 百万円]

現下の厳しい雇用情勢の下、新たな特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立し、多数の障害者を雇用する場合には、助成金(10人以上雇用で3年間4,000万円等)を支給することにより、地域における安定的な障害者雇用の拡大を図る。

#### IV 障害者に対する職業能力開発支援の推進

##### 1 民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練の推進

[予定額 1,824 ( 1,912) 百万円]

企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練を実施するとともに、特別支援学校と連携したより早い段階からの職業能力開発機会を提供し、一般就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

また、在職障害者を対象として、職場定着や職種転換に伴い必要となる職業訓練を実施する。  
(対象者数 9,550人)

##### 2 地域における職業能力開発推進基盤の強化

[予定額 191 ( 216) 百万円]

教育・福祉の実施主体である都道府県並びに政令指定都市の資源を有効活用することとし、職業訓練をより効果的・効率的に推進するための事業を実施する。

(実施箇所数 15自治体)

##### 3 一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

[予定額 3,846 ( 4,048) 百万円]

障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に重点を置いた支援を実施するとともに、一般の職業能力開発校において知的障害者を対象とした訓練を推進し、身近な地域において職業訓練機会を提供する。

##### 4 発達障害者に対する職業訓練の推進

[予定額 127 ( 179) 百万円]

一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練を推進する。

(実施箇所数 9か所)

# 障害者雇用促進法が 改正されました

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律  
(平成20年法律第96号)が成立し、平成21年4月から  
段階的に施行されます。

## Point

- ☆ 障害者雇用納付金制度の対象事業者が拡大されます。
  - ・ 常用雇用労働者201人以上の事業者 平成22年7月～
  - ・ 常用雇用労働者101人以上の事業者 平成27年4月～
- ☆ 短時間労働（週所定労働時間20時間以上30時間未  
満）が障害者雇用率制度の対象となります。

（平成22年7月～）

常用雇用労働者の総数や実雇用障害者数の計算の際に、短  
時間労働者を0.5カウントとしてカウントすることとなります。
- ☆ このほか、障害者雇用率の算定の特例を創設します。

（平成21年4月～）

  - ・ 企業グループ算定特例
  - ・ 事業協同組合等算定特例

 厚生労働省  
都道府県労働局  
公共職業安定所（ハローワーク）

# 1 障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大

## (1) 障害者雇用納付金制度とは

障害者雇用納付金制度は、事業主間の経済的負担を調整する観点から、雇用障害者数が法定雇用率（1.8％）に満たない事業主から、その雇用する障害者が1人不足するごとに1月当たり5万円を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金（超過1人につき1月当たり2万7千円）や助成金を支給する仕組みです。

この障害者雇用納付金の徴収は、昭和52年以降、経過措置として、常用雇用労働者を301人以上雇用する事業主のみを対象としてきました。

## (2) 障害者雇用納付金制度の対象事業主を拡大する目的

しかし、近年、障害者の雇用が着実に進展する中で、中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れており、障害者の身近な雇用のある中小企業における障害者雇用の促進を図る必要があります。

## (3) 今回の法改正による改正点

こうした観点を踏まえ、

平成22年7月から、常用雇用労働者が201人以上300人以下の事業主  
平成27年4月から、常用雇用労働者が101人以上200人以下の事業主

に、障害者雇用納付金制度の対象が拡大されます。

### Point

☆ 制度の適用から5年間は、納付金の減額特例が適用されます。

常用雇用労働者が201人以上300人以下の事業主

平成22年7月から平成27年6月まで 5万円 → 4万円

常用雇用労働者が101人以上200人以下の事業主

平成27年4月から平成32年3月まで 5万円 → 4万円

※ 障害者雇用調整金は、変わらず2万7千円となります。

☆ 中小企業における障害者の雇用を促進するため、様々な助成金があります。お近くの公共職業安定所（ハローワーク）に、お気軽にご相談ください。

2

## 2 障害者の短時間労働への対応

### (1) 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱い

現在の障害者雇用率制度においては、原則として、週所定労働時間が30時間以上の労働者を実雇用率や法定雇用障害者数の算定の基礎としています。

このため、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の重度障害者や精神障害者を除き、重度でない身体障害者や知的障害者である短時間労働者については、実雇用障害者数や実雇用率にカウントすることはできませんでした。

### (2) 短時間労働に対する対応の必要性

- 一方で、短時間労働については、
- ・ 障害者によっては、障害の特性や程度、加齢に伴う体力の低下等により、長時間労働が難しい場合があるほか、
  - ・ 障害者が福祉的就労から一般雇用へ移行していくための段階的な就労形態として有効である
- などの理由から、障害者に一定のニーズがあります。

### (3) 今回の法改正による改正点①

こうしたニーズへの対応として、平成22年7月から、障害者雇用率制度における実雇用障害者数や実雇用率のカウントの際に、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）をカウントすることとなります。このとき、そのカウント数は0.5カウントとなります。

#### Point

☆ 障害者である短時間労働者のカウントの方法は次のとおりです。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

今回の法改正による改正点

○ = 1カウント  
◎ = 2カウント  
△ = 0.5カウント

3

#### (4) 今回の法改正による改正点②

(3)の改正とあわせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、実雇用率や法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）の算定の基礎となる常用雇用労働者の総数に、短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）をカウントすることとなります。その際、短時間労働者は0.5カウントとして計算し、これを基に、実雇用率や法定雇用障害者数を計算します。

#### Point

☆ 実雇用率等の計算式は次のようになります。

$$\begin{aligned} \text{実雇用率} &= \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5} \\ \text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）} &= (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\% \end{aligned}$$

今回の法改正による改正点

#### 【計算例】

次のような事業主である場合、平成22年7月からは、

- ・ 労働者※ 1,500人
- ・ 短時間労働者 500人
- ・ 身体障害者又は知的障害者である労働者※ 10人
- ・ 身体障害者又は知的障害者である短時間労働者 8人
- ・ 重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者※ 6人
- ・ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者 4人
- ・ 精神障害者である労働者※ 3人
- ・ 精神障害者である短時間労働者 2人

$$\text{実雇用率} = \frac{10 + 8 \times 0.5 + 6 \times 2 + 4 + 3 + 2 \times 0.5}{1,500 + 500 \times 0.5} = 1.94 (\%)$$

$$\text{法定雇用障害者数} = (1,500 + 500 \times 0.5) \times 0.018 = 31 (\text{人}) \text{ ※※}$$

○ このモデルケースでは、平成22年6月までは、実雇用率は2%、法定雇用障害者数は27人となります。

※ 「労働者」からは短時間労働者を除いています。

※※ 小数点以下は切捨てとなります。

## ◆ 留意事項 ◆

今回の障害者雇用率制度における短時間労働への対応は、短時間労働に対する障害者のニーズを踏まえ、障害者雇用の促進のために行うものです。

障害者である短時間労働者の処遇については、下記のとおり法令に規定されているところであり、社会保険料を免れる目的など、事業主の一方的な都合により障害者を短時間労働に代替してはなりません。障害者の希望と能力に応じた適切な処遇の確保のため、適切に対応してください。

### ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)(抄)

第80条 事業主は、その雇用する障害者である短時間労働者が、当該事業主の雇用する労働者の所定労働時間労働すること等の希望を有する旨の申出をしたときは、当該短時間労働者に対し、その有する能力に応じた適切な待遇を行うように努めなければならない。

### ○ 障害者雇用対策基本方針(平成21年厚生労働省告示第55号)(抄)

第3 事業主が行うべき雇用管理に関して指針となるべき事項

#### 1 基本的な留意事項

#### (3) 処遇

障害者個々人の能力の向上や職務遂行の状況を適切に把握し、適性や希望等も勘案した上で、その能力に応じ、キャリア形成にも配慮した適正な処遇に努める。

なお、平成20年の法改正により、平成22年7月から、重度でない身体障害者又は知的障害者である短時間労働者についても実雇用率の算定対象となる。障害者である短時間労働者が通常の所定労働時間働くこと等を希望する旨の申出があったときは、事業主は、当該障害者の有する能力に応じた適正な待遇を行うよう努めることとされている（法第80条）。社会保険料負担を免れる目的で、その雇用する障害者の勤務形態を一方的に短時間労働に変更することは、不適正な待遇に当たるものであり、本人の希望、能力等を踏まえた適切な待遇に努める。

### 3 企業グループ算定特例の創設

#### (1) 企業グループ算定特例について

平成21年4月から、一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、特例子会社がない場合であっても、企業グループ全体で実雇用率を通算できるようになります。

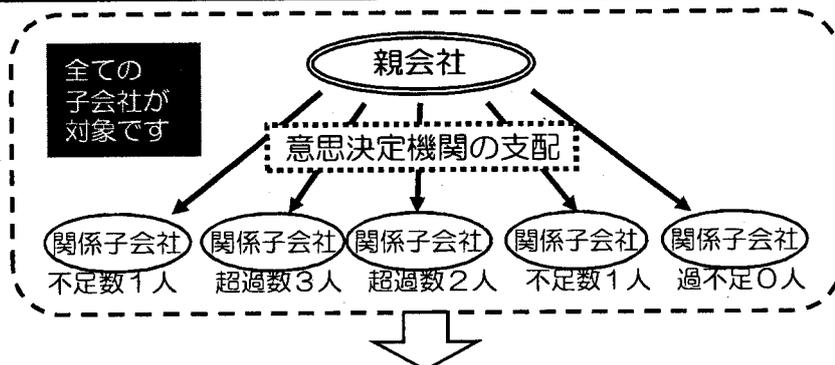
#### (2) 企業グループ算定特例の認定要件

企業グループ算定特例の認定を受けるためには、下記の要件を満たす必要があります。

- ① 親会社が障害者雇用推進者を選任していること。
- ② 企業グループ全体で障害者雇用の促進及び安定を確実に達成することができることと認められること。
- ③ 各子会社の規模に応じて、それぞれ常用労働者数に1.2%を乗じた数（小数点以下は切捨て）以上の障害者を雇用していること。ただし、中小企業については、次に掲げる数以上の障害者を雇用していること。
  - ア 常用労働者数が167人未満 要件なし
  - イ 常用労働者数が167人以上250人未満 障害者1人
  - ウ 常用労働者数が250人以上300人以下 障害者2人
- ④ 各子会社が、その雇用する障害者に対して適切な雇用管理を行うことができると認められること又は他の子会社が雇用する障害者の行う業務に関し、子会社の事業の人的関係若しくは営業上の関係が緊密であること。

#### Point

☆ 企業グループ算定特例は次のようなイメージです。



( 企業グループ全体で実雇用率を通算 → 合計 超過数3人 )

☆ 子会社に企業グループ算定特例の認定を受けたものがある事業主は、企業グループ算定特例の認定を受けることはできません。

## 4 事業協同組合等算定特例の創設

### (1) 事業協同組合等算定特例について

平成21年4月から、中小企業が事業協同組合等を活用して協同事業を行い、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けたものについて、事業協同組合等（特定組合等）とその組合員である中小企業（特定事業主）で実雇用率を通算できるようになります。

### (2) 事業協同組合等算定特例の認定要件

事業協同組合等算定特例の認定を受けるためには、下記の要件を満たす必要があります。

- ① 事業協同組合等の行う事業と特定事業主の行う事業との人的関係又は営業上の関係が緊密であること。
- ② 事業協同組合等の規約等に、その事業協同組合等が障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主における障害者の雇用状況に応じて、障害者雇用納付金の経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあること。
- ③ 事業協同組合等が、その事業協同組合及び特定事業主における障害者の雇用の促進及び安定に関する事業（雇用促進事業）を適切に実施するための計画（実施計画）を作成し、この実施計画に従って、障害者の雇用の促進及び安定を確実に達成できると認められること。
- ④ 事業協同組合等が、1人以上の障害者を雇用し、また、雇用する常用雇用労働者に対する雇用障害者の割合が、20%を超えていること。
- ⑤ 事業協同組合等が、その雇用する障害者に対して適切な雇用管理を行うことができると認められること。
- ⑥ 特定事業主が、その規模に応じて、それぞれ次に掲げる数以上の障害者を雇用していること。

ア 常用労働者が167人未満	要件なし
イ 常用労働者が167人以上250人未満	障害者1人
ウ 常用労働者が250人以上300人以下	障害者2人

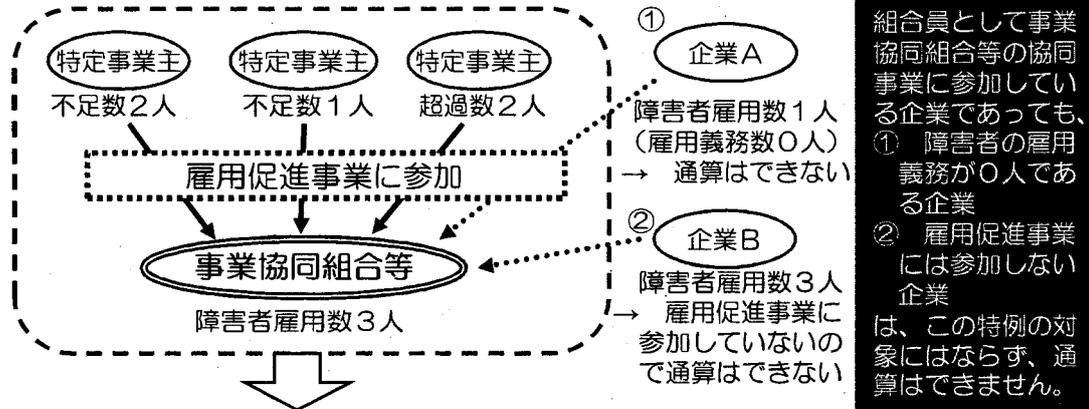
事業協同組合等算定特例の認定要件を満たさなくなった場合には、この認定を取り消すこととしています。

### Point

☆ 事業協同組合等とは、次に掲げる組合を指します。

- |                              |                                 |
|------------------------------|---------------------------------|
| <input type="radio"/> 事業協同組合 | <input type="radio"/> 水産加工業協同組合 |
| <input type="radio"/> 商工組合   | <input type="radio"/> 商店街振興組合   |

☆ 事業協同組合等算定特例は次のようなイメージです。



組合員として事業協同組合等の協同事業に参加している企業であっても、  
① 障害者の雇用義務が0人である企業  
② 雇用促進事業には参加しない企業  
は、この特例の対象にはならず、通算はできません。

(事業協同組合等及び特定事業主で実雇用率を通算 → 合計 超過数2人)

☆ 実施計画には、次の内容を盛り込んでください。

- ① 雇用促進事業の目標 (雇用障害者数の目標を含む。)
- ② 雇用促進事業の内容
- ③ 雇用促進事業の実施時期

☆ 特定事業主が、特例子会社や企業グループ算定特例、事業協同組合等算定特例等の認定を受けている場合は、事業協同組合等算定特例の認定を受けることはできません。

☆ 雇用促進事業を支援する助成金がありますので、お近くの公共職業安定所 (ハローワーク) に、お気軽にご相談ください。

## 5 その他

### 障害者雇用調整金の分割支給

企業グループ算定特例や事業協同組合等算定特例が創設されるのにあわせて、平成21年4月から、障害者雇用調整金を、10社を超えない範囲において、親会社、特例子会社、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主等に対して分割して支給することができるようになります。

今回の制度改正に関し、実雇用率の算定など障害者雇用率制度については、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所 (ハローワーク) に、納付金の納付など障害者雇用納付金制度については、都道府県障害者雇用促進協会にお問い合わせください。